

山形県屋外広告物条例に基づく指定地域

昭和49年12月25日
山形県告示第1941号

改正	昭和51年1月9日告示第23号	昭和52年4月20日告示第637号
	昭和62年3月27日告示第402号	平成2年3月13日告示第338号
	平成6年3月18日告示第251号	平成9年11月18日告示第1144号
	平成10年6月5日告示第592号	平成11年11月26日告示第1103号
	平成22年3月23日告示第219号	平成24年3月21日告示第267号
	平成26年2月4日告示第91号	

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定により知事が指定する地域を次のように定め、昭和50年1月1日から施行し、昭和36年8月県告示第645号（山形県屋外広告物条例に基づく指定地域）は、昭和49年12月31日限り廃止する。

1 条例第2条第1項第1号ロに係る地域

- (1) 馬見ヶ崎風致地区全域
- (2) 千歳山風致地区のうち、別表に表示する区域

2 条例第2条第1項第2号に係る地域

次の建造物の周囲50メートル以内の地域

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 立石寺中堂（根本中堂） | 山形市大字山寺所在 |
| (2) 立石寺三重小塔 | 同 |
| (3) 慈恩寺本堂 | 寒河江市大字慈恩寺所在 |
| (4) 黄金堂 | 鶴岡市羽黒町手向字手向所在 |
| (5) 羽黒山五重塔 | 鶴岡市羽黒町手向字羽黒山所在 |

3 条例第2条第1項第5号に係る地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）

4 条例第2条第1項第6号に係る地域

- (1) 次に掲げる道路及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域（用途地域を除く。）
 - イ 高速自動車国道 県内全線（供用されている区間に限る。）
 - ロ 自動車専用道路 県内全線（供用されている区間に限る。）
 - ハ 主要地方道 米沢猪苗代線（通称スカイバレー）舟坂峠上り口から福島県方向県内全線
 - ニ 同 白石上山線（通称蔵王エコーライン）県内全線
 - ホ 同 山形永野線（通称西蔵王高原ライン）一般県道妙見寺西蔵王公園線との接点から主要地方道蔵王公園線との接点までの区間
 - ヘ 同 山形永野線（通称蔵王ライン）主要地方道上山蔵王公園線との接点から主要地方道白石上山線との接点までの区間
 - ト 一般県道 妙見寺西蔵王公園線（通称西蔵王高原ライン）妙見寺橋の西端から主要地方道山形永野線との接点までの区間
 - チ 同 鳥海公園吹浦線（通称鳥海ブルーライン）県内全線
 - リ 同 月山公園線（通称月山高原ライン）全線
 - ヌ 同 三瀬水沢線（起点から鶴岡市道三瀬9号線との接点（柳橋東側）までの区間に限る。）

ル 鶴岡市道 三瀬水無線（起点から鶴岡市道水無6号線の起点までの区間に限る。）
ヲ 同 三瀬9号線（一般県道三瀬水沢線との接点（柳橋東側）から鶴岡市道三瀬水無線との接点までの区間に限る。）

ワ 同 水無6号線（起点から高速自動車国道との接点までの区間に限る。）

カ 県境、空港入口及びインターチェンジ（いらがわインターチェンジ及び三瀬インターチェンジを除く。）から3キロメートル以内の一般国道及び県道 県内全線

(2) 県内の鉄道全線及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域（用途地域及び第5項に該当する地域を除く。）

5 条例第2条第1項第9号に係る地域及びその地域種別

次に掲げる都市計画道路（都市計画法第4条第1項に規定する都市計画に定められた同法第11条第1項第1号に掲げる都市計画施設である道路をいう。以下同じ。）の区域及び当該都市計画道路として決定された土地の区域から500メートル以内の地域（条例第3条第1項に規定する普通規制地域及び第3項第1号イの道路及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域（用途地域を除く。）を除く。）とし、山形県屋外広告物条例施行規則（昭和49年12月県規則第74号）別表第2に掲げる第2種特別規制地域とする。

(1) 山形広域都市計画道路 1・3・1号上山東根線

(2) 村山都市計画道路 1・3・1号村山尾花沢線

(3) 東根都市計画道路 1・3・1号東根村山線

(4) 米沢都市計画道路 1・3・1号福島米沢線

(5) 南陽都市計画道路 1・4・1号南陽上山線

(6) 鶴岡都市計画道路 1・5・1号鼠ヶ関温海線

(7) 酒田都市計画道路 1・3・2号酒田遊佐線

(8) 遊佐都市計画道路 1・5・1号遊佐吹浦線

6 条例第3条第1項第2号に係る地域

次に掲げる道路（第3項第1号に掲げる道路を除く。）及びその両側500メートル以内の展望できる範囲の地域（用途地域を除く。）

(1) 一般国道 県内全線

(2) 県道 同

(3) 広域営農団地農道整備計画に基づき整備された道路（通称広域農道） 同

前文〔抄〕（昭和51年1月9日告示第23号）

昭和51年2月1日から施行する。

前文〔抄〕（昭和52年4月20日告示第637号）

昭和52年5月1日から施行する。

前文〔抄〕（昭和62年3月27日告示第402号）

昭和62年4月1日から施行する。

前文〔抄〕（平成2年3月13日告示第338号）

平成2年4月1日から施行する。

前文〔抄〕（平成6年3月18日告示第251号）

平成6年4月1日から施行する。

前文〔抄〕（平成9年11月18日告示第1144号）

平成9年11月21日から施行する。

前文〔抄〕（平成10年6月5日告示第592号）

平成11年1月1日から施行する。

前文〔抄〕（平成11年11月26日告示第1103号）

平成11年11月27日から施行する。

前文〔抄〕（平成22年3月23日告示第219号）

平成22年4月1日から施行する。

前 文〔抄〕（平成24年3月21日告示第267号）

平成24年3月24日から施行する。

前 文〔抄〕（平成26年2月4日告示第91号）

平成26年2月4日から施行する。

別表

屋外広告物禁止区域略図

